

# 令和6年度環境対応車導入促進助成事業要領

令和6年4月1日  
公益社団法人福島県トラック協会

## 1 助成の目的

この助成金は、貨物自動車運送業の用に供する環境対応車の普及を促進することを目的とする。

## 2 助成対象者

公益社団法人福島県トラック協会(以下「協会」という。)の普通会员及び賛助会員(以下「会員」という。)で、会費の未納が無いもの(ただし、新規普通会员の場合は、入会后6ヵ月以上経過し、会費の未納が無いもの)。

## 3 助成台数

1会員5台まで。

## 4 予算額及び助成予定台数

8,000,000円(25台) ※ポスト新長期等規制適合車導入助成事業に含む。

## 5 助成の対象となる車両、助成金額、助成対象者の追加条件及び申請手続等

### (1) 通常分

公益社団法人全日本トラック協会(以下「全ト協」という。)が定める「環境対応車導入促進助成金交付要綱」(以下「交付要綱」という。 )、「令和6年度環境対応車導入促進助成事業実施要領」、「令和6年度環境対応車導入促進助成事業の手続き(買取り導入事業者用)」及び「令和6年度環境対応車導入促進助成事業の手続き(リース事業者用)」等並びに協会が定める「令和6年度環境対応車助成額等一覧」のとおりとする。ただし、令和7年2月28日までに「車両登録」及び「実績報告」の提出が完了する車両を対象とする。「環境対応車導入促進助成金交付申請書」(5枚複写)については協会から郵送等にて送付する。

### (2) 令和5年度新規新車登録燃料電池自動車導入に係る特例分

令和5年度新規新車登録燃料電池自動車の導入に対して特例として次のとおり助成する。助成の対象となる車両、助成対象者の追加条件及び申請手続等々は、(1)に定める交付要綱等のほか、次に定めるとおりとする。

ア 助成の対象は、次の(ア)～(ウ)を全て満たす車両とする。

(ア) 車両総重量2.5トン超の貨物自動車運送事業の用に供する自動車であって、圧縮水素又は液体水素を燃料として、燃料電池スタック及び電動機を備えたもので、当該自動車に係る自動車検査証記録事項の燃料欄に当該自動車の燃料が燃料電池自動車と記載されていること。

(イ) 交付要綱附則第3条による読み替え後の交付要綱第5条第1項の当該助成金の交付を申請する日の属する会計年度の前年度の別に定める期間は、令和5年4月3日から令和6年3月29日とされたことから、令和5年4月3日から令和6年3月29日に車両の登録を行っていること。

(ウ) リースによる導入の場合はリース事業者が、買取りによる導入の場合は割賦による導入の場合を除いて事業者が、令和6年3月29日までに支払いを完了していること。

イ 助成対象者の追加条件

リースによる導入の場合は車両の使用者が、買取りによる導入の場合は車両の所有者が、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に掲げる中小企業者（資本金3億円以下又は従業員300人以下）の事業者であること。

ウ 助成金額は600,000円（全ト協300,000円、協会300,000円）とする。

エ 申請手続等

(ア) 交付要綱第6条第1項の別に定める交付申請書は、リースによる導入の場合、買取りによる導入の場合ともに、福ト協様式7の「交付申請書兼実績報告書兼助成金交付請求書」とする。

(イ) 交付申請受付期間は令和6年4月1日から令和6年12月13日とする。

※(1)～(2)に係る要綱等については、協会及び全ト協のホームページで確認すること。

## 6 協会の様式

全ト協が定める「令和6年度環境対応車導入促進助成事業実施要領」に規定する協会の様式は次のとおりとする。

- (1) 環境対応車導入促進助成事業実績報告書（リース）福ト協様式3-1
- (2) 環境対応車導入促進助成事業実績報告書兼助成金交付請求書（買取り）福ト協様式3-2
- (3) 環境対応車導入促進助成金請求書（リース事業者用）福ト協様式3-3
- (4) 環境対応車導入促進助成金交付申請変更届出書 福ト協様式4
- (5) 環境対応車導入促進助成金交付申請取下届出書 福ト協様式5
- (6) 環境対応車導入促進助成事業に係る財産処分等届出書 福ト協様式6
- (7) 交付申請書兼実績報告書兼助成金交付請求書 福ト協様式7

【全ト協ホームページ】

<https://jta.or.jp/member/shien/efv2024.html>

【協会ホームページ】

<http://fukutora.la37n.com/furtherance/>

当助成制度（5（2）令和5年度新規新車登録燃料電池自動車導入に係る特例分は除く。）は原則事前申請となりますので、申請の際は下記へご連絡ください。  
（公社）福島県トラック協会 業務部 TEL：024-558-7755（音声ガイダンス1番）